

国土建第5号  
令和元年5月7日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



労働時間等説明会の開催等に関する協力の依頼について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により改正された労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条に基づく時間外労働の上限規制の適用が、建設業については令和6年3月31日まで猶予されておりますが、法施行までの間においても長時間労働削減に関する自主的な取組を進めていただくことが求められております。

このため、厚生労働省において、別紙のとおり、改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた労働時間等説明会を建設業の事業者を対象に開催し、長時間労働削減に関する自主的な取組への支援を行うこととされ、協議会への参画及び説明会への出席について協力依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、各都道府県建設業協会の労働時間等説明会に先立って開催される協議会への参画及び会員の建設業者の労働時間等説明会への出席が促進されるようご配慮頂きますようお願いいたします。

基監発 0507 第 1 号  
令和元年 5 月 7 日

国土交通省土地・建設産業局建設業課長 殿

厚生労働省労働基準局  
監督課長  
(契印省略)

労働時間等説明会の開催等について

工作物の建設の事業（以下「建設業」という。）については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により改正された労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に基づく時間外労働の上限規制の適用が、平成 36 年 3 月 31 日まで猶予されており、当該猶予期間中における長時間労働削減に関する自主的な取組を進めていただくことが求められております。

このため、厚生労働省においては、別添のとおり、改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた労働時間等説明会を建設業の事業者を対象に開催し、長時間労働削減に関する自主的な取組への支援を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、一般社団法人全国建設業協会に対し、労働時間等説明会に先立って開催される協議会への参画や労働時間等説明会への出席が促進されるよう特段のご配慮を何卒よろしくお願いいたします。

## 建設業に対する労働時間等説明会の開催等について

## 1 趣旨

建設業においては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が平成36年(2024年)3月31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、厚生労働省・国土交通省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会を開催等し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

## 2 都道府県単位の協議会の開催について

取組に当たり、関係団体及び行政機関を構成員とする以下の都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会(仮称)を開催する。

〈 構 成 員 〉 都道府県建設業協会、経営者団体、国土交通省地方整備局、  
都道府県の建設業担当部署及び公共工事担当部署、都道府県労働局(事務局)

〈 実 施 時 期 〉 平成31年第1四半期(目途)

〈 協 議 内 容 〉

- ・ 各地域で開催する下記3の労働時間等説明会の内容や取組の進め方について意見交換
- ・ 事業者間での意見交換や情報共有に際し、助言・調整を行う等の調整役(※1)の役割について意見交換
- ・ 業界団体の自主的な取組に当たり行政からの必要な支援などについて意見交換

## ※1 調整役の決定等

- ・ 協議会の開催に先立ち、業界団体の中で調整役を決めていただくよう行政から働きかけを行う
- ・ 調整役は、例えば、実態の把握、取組方針の調整・検討、意見の取りまとめを行う

## ※2 調整役への協議会開催後のフォローアップ

- ・ 調整役が業界団体の中で対応できることについて、行政は必要な支援(共同作業・情報提供等)を行う
- ・ 取組に当たって困難な点について行政に相談があれば、行政も最大限対応する

## ※3 周辺業界(建設コンサルタント業等)に対する説明会は、希望があれば別途開催を検討

## 3 建設業に対する労働時間等説明会の開催について

上記2の協議会開催後、順次、以下の説明会を開催する。

〈 実 施 主 体 〉 上記2の協議会(事務局:労働基準監督署)

〈 対 象 〉 各地区建設業協会会員

※4 建設業協会会員以外の者については、別途、上記2の協議会において、説明会の開催を検討

〈説明会内容(案)〉 ○ 国土交通省各地方整備局(又は管内事務所)から説明

- ・ 建設業の働き方改革の推進について

○ 都道府県又は市から説明

○ 労働基準監督署から労基法等を説明

- ・ 労働時間制度全般、労働契約、就業規則 等

(要望があれば、働き方改革推進支援センターによる働き方改革に関するワークショップなども実施する)